

**Security Transparency Consortium  
Management Rules Concerning  
Confidential Information of Members  
セキュリティ・トランスペアレンシー・  
コンソーシアム  
会員の秘密情報に関する管理規程**

文書番号：STC-全規-00001-007

2023年 9月 21日

Ver1.0

Security Transparency Consortium

## 改版履歴

日付	版数	履歴
2023/09/21	1.0	初版発行

---

---

**セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム**  
**会員の秘密情報に関する管理規程**

(目的)

第1条 本規程は「セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の活動において、会員の秘密情報の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において会員の秘密情報とは、会員が保有する技術上または営業上の情報であって、自己以外に秘匿すべきものをいう。

(会員の秘密情報の伝達の禁止)

第3条 会員は、他の会員に対し、会員の秘密情報を文書、あるいは口頭を含むその他の手段を用いて伝達しない。

(秘密保持契約の締結)

第4条 会員は、会員の秘密情報を他の会員に伝達するために守秘義務を課す必要がある場合は、事前に、当該他の会員との間で個別に秘密保持契約を締結する。

(免責)

第5条 前条の秘密保持契約に関し、コンソーシアム及び当該秘密保持契約を締結していない会員は、当該秘密保持契約に定められる守秘義務等の一切の責任を負わない。

(施行)

第 6 条 本規程は、コンソーシアムの設立日である 2023 年 9 月 21 日より施行する。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。